

# 福島原発事故被害の救済

—原発事故集団訴訟の意義と課題

吉村良一

## 1 はじめに

東日本大震災にともなって福島原発事故が起こってから2年数か月が経ったが、事故は依然として収束していない。事故原因についても、複数の調査報告書にもかかわらず、東電が主張するように津波のみが原因であったのか、それとも、地殻の揺れによる重要設備の毀損があったのか、あったとしてどの程度であったのかは依然として闇の中である。他方で、この事故によって発生した広範かつ深刻な被害に対する「補償」の動きが本格化している。3年が経過した場合、消滅時効の問題が浮上することが予想され、その意味でも、早期の取り組みは不可欠である。

被災者が「補償」「救済」を求める場合、東電に対する直接交渉、「原子力損害賠償紛争解決センター」（以下、ADR）を通じた請求、訴訟の3つのルートが存在する。このうち、第1のルートと第2のルートにおいて重要な役割を果たしているのが、原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）の「指針」である。「指針」は、「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として策定されたものであり、現在、「中間指針」と、その第1～第3次の追加が公表されている（以下、これらをひっくるめて「指針」と呼ぶ）。

「指針」は、多数の損害項目をあげて、それぞれについて算定の基準を示している。詳細に触れることはしないが、審査会が、原発事故被害を

きるだけ広く拾い上げようと努力していることは評価できる。特に、「消費者又は取引先が……本件事故による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均人・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」として、一定範囲の「風評被害」も対象としていること、避難生活等を余儀なくされたことに対する精神的損害の賠償を認めていること、避難指示区域外の隣接地域からの避難者（いわゆる「自主避難者」）についても、一定範囲については（金額的には問題があるが）補償を認めることになったこと、「除染等に係る損害」として、「必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加費用」や「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用」を賠償すべき損害と認めたことなどは重要である<sup>1)</sup>。

しかし、原発事故被害が持つ、被害規模の大きさ、被害の継続性・長期性、生活の根拠からの破壊を引き起こすといった特質が踏まえられているのか、安易に、交通事故における賠償論に依拠してしまっているのではないかとといった疑問があり、また、個別の損害項目への細分化の結果、果たして、個別被害が絡み合って被害者にのしかかっている被害の全体像がとらえきれぬのか、個別被害が賠償されても被害者の生活が回復されないといったことにはならないのか、休業補償に典型的なように、過去に生じた被害の填補に目が向き、将来の生活再建という視点が弱いのではないかとといった疑問もある。さらに、将来のリスクを

取り込んだ議論が十分とは言えない点も問題である。「指針」では、「住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用」が賠償対象とされることになったが、放射線の特質から、将来の健康不安を含めて、将来のリスクを損害賠償の中でどう受け止めるかという視点からの検討を一層強めることが必要であり、特に、将来のリスクへの不安を慰謝料の中でどう取り込むか等も検討されて良い。

いずれにしても、「指針」自身が述べているように、この「指針」は当面の被害のうち「類型化が可能な損害項目やその範囲等」を示したものであり、「指針」に明記されていない損害が賠償されないということのないよう留意すべきであり、したがって、東電との交渉においても、ADRにおける補償においても<sup>2)</sup>、さらには、損害賠償訴訟においても、このような指針の性格（限界性、暫定性）を十分理解し、いわば、これが最低限の補償であるとの立場からの議論が必要である。

## 2 集団訴訟の提起

この間、本件原発事故に関して、様々な訴訟が提起されている。今回の事故を原因として自殺した被災者の遺族からの提訴もある。その中で注目すべきは、昨年末以降の、避難者らによる集団訴訟の提起である。まず、昨年12月3日に、避難区域から避難させられた18世帯40名を原告とする損害賠償請求訴訟が福島地裁に提訴された。被告は東電である。さらに、事故後2年目にあたる今年の3月11日には、4つの集団訴訟が、福島地裁、同いわき支部、東京地裁、千葉地裁に提訴された。原告は避難者や汚染地域にとどまった住民ら（4つ訴訟の合計で）約1700人、被告は東電と国である。5月にも原発周辺自治体の住民ら26名による東電と同相手の訴訟が福島地裁に提起されるな

ど、その後も集団提訴が続いている。

これらの提訴の背景には、東電との自主交渉やADRだけでは自らの権利・利益が十全には保障されていないという実態がある。東電との交渉において東電側は、「指針」の内容は従来の損害賠償の枠を超えて本件事故の特性から補償の範囲を拡大したものと理解を前提に、この「指針」に盛り込まれていない損害の補償は認めず、その結果、「指針」が補償の上限を画し東電の責任を縮減するものとして使われているとの批判がある<sup>3)</sup>。

ADRについて見れば、今年の7月19日現在、申立件数は7147件、既済件数4539件、和解成立件数4075件であり、被害救済に一定の役割を果たしている。また、内容的にも、「指針」をベースとしつつも、それを超える内容の和解が成立しているケースもあるとされる<sup>4)</sup>。しかし、このADRが原賠法による審査会の下におかれているという制度的制約の中、ベースとなる精神的損害賠償額の抜本的増額や（後述する）「ふるさと喪失」への補償など、「指針」の枠組みを変える補償を実現する上では限界もあると指摘されている<sup>5)</sup>。

このような中、上記集団訴訟の提起には、「指針」の限界を突破して今次被害の完全救済を実現したいという思いと、同時に、東電や国の責任（それも、原賠法によって負う無過失責任ではなく過失責任）を明らかにしたいという意図が共通して見られる。この点につき、例えば、昨年12月に福島地裁いわき支部に提訴された訴訟では、この訴訟において原告らが求めるのは、①被害の実相と加害の構造を明らかにし被告の加害責任を明確にすること、②原告らの失った生活を取り戻し人間の尊厳を回復し新たな人生を確立するにふさわしい損害賠償を実現すること、③加害者である被告が定立した不当な賠償基準を克服し、被害者の権利救済にふさわしい損害賠償基準を司法によって確立することであると述べられている。その

2) ADRの和解件内室である野山宏（敬称略、以下同じ）は、「賠償の対象となるかどうかは、原子力損害の賠償に関する法律第3条及び関係法令により定まる。中間指針等に明記されない個別の損害は賠償の対象とならないという説明は、誤りである」とする（「原子力損害紛争解決センターにおける和解の仲介の失格」1199時報2140号5頁以下）。

3) さらに、その「指針」自体が、訴訟において責任を追究されることになるという意味で加害側でもありうる。国の機関である審査会（しかも、審査会は、「原子力事業の健全な発達」をうたった原賠法によって設けられた機関でもある）が作成したものである点において、あたかも、加害者側が自らのつくった基準により被害者の請求を「査定」するかののごとき構図があるという問題もある（以上については、除本理史「原発賠償を問う」(7)読書、2013年）11頁以下参照）。

4) 本年6月8日の日弁連シンポジウムで、ADRの仲介委員である小島延夫は、精神的損害についての一定の増額事由による増額、精神的損害とは別個に生活費増額の賠償を実現したケース、「間接被害」における「指針」基準の柔軟な適用等々を紹介している。

5) この意味で、本年5月29日に浪江町民らが行った、「指針」の慰謝料月10万円とは別に月25万円の慰謝料（したがって、両者あわせると避難による精神的損害の補償は月35万円となる）を中心とする集団申立の推移が目撃される。

1) 「風評被害」、「自主避難」、「除染等に係る損害」については、当初の「中間指針」にはなかったものが、第一次以降の追加で付加されたものであり、このような追加に関しては、被害者やそれを支援する団体等の主張や取り組みが影響を与えたものと思われる。例えば、「自主避難」問題については、「福島の子供たちを守る法律家ネットワーク」が審査会に意見書を提出し、2011年10月には、避難問題に取り組む福島市民団体のメンバーが、審査会で意見陳述を行っている。

意味で、かつてわが国で、公害企業や国等の法的責任を明らかにし、そのことを突破口にして被害者救済や公害対策の前進を勝ち取ってきた公害裁判の経験が踏まえられているものと思われる。以下で、各訴訟における原告の主張を紹介し<sup>6)</sup>、紙数の許す限りにおいて、その内容を検討してみよう。

まず、請求の相手方(被告)は東電と同である(昨年12月提訴の訴訟では被告は東電のみ)。東電に対する責任根拠は、原賠法に加えて民法(709条と717条)が援用されている(3月11日に福島地裁に提起された訴訟では民法の責任のみで原賠法には触れられていない)。これは、東電側が、無過失責任を定めた原賠法によって責任を負うとしても、今回の事故は津波という天災によるものであり、自らに過失はないとしていることに対し<sup>7)</sup>、不法行為法の責任を問うことにより、東電の様々な注意義務違反や設置・保存上の問題点を明らかにし、その責任の重大性をより明確にしようとする意図があるものと思われる。国に対しては、国家賠償法1条による「規制権限不行使」による責任が追及されている。なお、同の責任については、原賠法の責任集中規定との関係が問題となるが、この点につき、国の側からの答弁書では、現時点では、責任集中による免責の主張はされておらず、規制権限不行使による違法性はないとの反論が中心となっているようである<sup>8)</sup>。さらに、東電と国の責任の両者を追及する訴訟では、両者の関係は共同不法行為であり連帯責任を負うとされている。

各訴訟で、原告らが主張する被侵害利益の中心は、事故によって奪われた原告らの「生活」である。例えば、昨年12月提訴の訴訟では、被侵害利益は、「人間が生涯にわたって地域や人と関係を築き、蓄積し、人間らしい生活を続け、命を次世代につないでいくプロセス」=「人格発達権」の侵害と、地域の放射能汚染により奪われた「平穏生活権」侵害であるとされている。そして、この訴訟では、このような被害は、総体として把握さ

れるべきであり、その賠償に当たっては、原状回復理念による規範的考慮が必要であると主張されている。具体的な損害項目は、①避難に伴い生じた客観的損害(移動費用、生活費増加分)、②休業損害及び逸失利益、③避難生活に伴う慰謝料、④財物(生活の基盤)を喪失したことの損害、⑤コミュニティを喪失したことの損害である。このうち、⑤に対する慰謝料については、個別の財産の損害評価とは別に2000万円を下らないとして一律額が請求されているが、④から⑥については、原告によって請求額には違いがある<sup>9)</sup>。また、3月に福島県および近県に居住していた者らが福島地裁に提訴した訴訟では、被侵害利益は「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」=「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」の侵害であるとされている。この訴訟での請求内容は、一定の線量以下にせよとの請求と、「全ての原告に共通する精神的な損害の一部(内金)」として一律の慰謝料である。線量低減に向けた請求は、「人格権に基づく原状回復請求」と「不法行為に基づく原状回復」の両者から根拠づけられている。同じ3月に、避難区域ではないものの、それに隣接しているいわき市に居住している市民らが福島地裁いわき支部に提訴した訴訟では、やはり被侵害利益を「放射線物質によって汚染されていない環境において平穏に生活する権利」、身体権に接続する平穏生活権の継続的な侵害とした上で、「平穏生活権の侵害そのものに対する慰謝料」「事故直後の平穏生活権侵害についての別途の慰謝料」「妊婦に対する本件事故直後の平穏生活権侵害についての別途の慰謝料」が請求されている。

以上のように、これらの訴訟は、原告となった被害者の多様性もあり、多様な主張が行われており、また、そこでの争点も多岐に渡っているが、以下では、被害論に絞り、幾つかの点を指摘した

い。

### 3 福島原発事故被害の特質

本件被害の特性として、日弁連原子力PTのメンバーであった小島延夫は、①類例のない被害規模の大きさ、②被害の継続性・長期化、③暮らしの根底からの全面的破壊、④被害の不可予測性の4点をあげている<sup>10)</sup>。これらのうち、特に重要なことは、本件事故によって、地域における生活が根底から破壊されていることである。事故後、地元における被害調査を精力的に行っていた経済学の除本理史は、原発事故によって、それまで定住圏の中に一体となって存在していた諸機能(自然環境、経済、文化)がバラバラに解体され、「ふるさとと喪失」という重大な損失が発生し、その結果、住民は、そのバラバラにされてしまった機能のうちどれをとるかというきわめて困難かつ理不尽な選択に直面したとする<sup>11)</sup>。われわれの生活は地域コミュニティの中において存在する。そして、このような生活諸条件に支えられてわれわれは生存(生物学的意味での生存と人間らしい生存)している。この生存が脅かされたとき、健康やさらには生命が危機にさらされる。今回の被害は、生活の基盤を奪い、それが生存の条件を脅かし、ひいては生命や健康被害につながっていくのである<sup>12)</sup>。このような特質をもった被害をどのように救済するかが、今日、問われているのである。

本件被害の全体を把握しようとする場合、「指針」が反映した交通事故における個別的な損害論ではなく、発生した被害の総体を包括的に把握しようとする公害における損害論が参考になる。この点はすでに別項<sup>13)</sup>で検討したが、その要点を示すならば、1960年代後半以降の公害裁判が直面したのは、生命侵害を含む激甚な人身被害であった。公害は不特定多数の住民に被害を及ぼしその範囲も相当広範囲にわたることや、付近住民は同一の環境のもとで生活している限り、程度の差はあるとしても、その被害をひとしく受ける、したがって、家族全員またはその大半が被害を受け、いわば一家の破壊をもたらすことすら起こりかねない

といった特徴を有している。さらに、悲慘かつ多様な被害が絡まりあっていることも重要である。このような特徴をもった公害被害を救済するために、「生命、身体に対する侵害については、財産的、精神的損害すべてを総合して、賠償額を全体として適切にこれを定める」べきとするいわゆる一括請求方式が新潟水俣病訴訟で主張され、さらに、それが、熊本水俣病訴訟において、「われわれのいう損害は、原告らの蒙った社会的、経済的、精神的損害のすべてを包括する総体をいう」とする主張、すなわち、被害者の蒙った社会的、経済的、精神的被害の全体を包括するものを損害ととらえてその全体に対する損害賠償を請求する方式へと発展させられたのである。これが、包括請求と呼ばれるものであるが、その特徴は、被害者が蒙った様々な被害、不利益のすべてを包括的に損害としてとらえている点にある。

包括請求論は、その後、スモン事件やカネミ油症事件などの薬害・食品被害事件にも継承されている。このような主張が行われた理由の一つとして、個別の損害の立証を個々の原告に求めることは酷であり、訴訟が遅延して迅速な救済が図れないことがあるとされる。しかし、この点においてのみ包括請求の意義や狙いを見ることは、一面的なように思われる。なぜなら、包括請求は、包括的に総体的な損害把握という損害の把握の仕方において、大きな特徴を有するからである。すなわち、多岐にわたり、しかもそれぞれの被害が絡まり合い相乗し合っている総体を包括的にとらえる損害論が包括請求の出発点なのであり、そして、包括的・総体的損害論とも言うべきこのような損害把握を基礎にしていることに、この請求方式が持つ最大の意義があるのである。包括請求(正確には包括的損害論)のこのような意義や、前述のような特徴をもった本件被害のとらえ方としても重要な意義を有するのではないかと、本年6月8日に行われた日弁連主催シンポジウム「福島原発事故被害の補償・救済はこれでよいのか?」において基調報告を行った渡路剛久は、「実態として存在する被害をそのまま損害として把握する必要がある」として、「この点では、包括請求論の被害実

6) 被告である東電や国の反論(答弁ないし求償)についても知り得た限りで紹介したい。なお、関連資料については、各訴訟系争弁護団の協力をえて入手した。  
7) 東京地裁と千葉地裁における訴訟への東電の答弁書では、原賠法による責任は争わない(したがって、原賠法の免責事由は主張していない)が、自らに過失はないとしている。  
8) 国は、規制権限不行使の違法性を問題にするためには事故の原因が津波によるものかそれ以外の事実かを明確にする必要があるとして、その点での説明を求めているが、これが、事故原因の証明を原告に求めるものだとすれば、国会事故調、政府事故調の2つの(国による)事故調査で明らかにしていないことの説明を原告被害者に求めるもので、不当な要求といえるべきであろう。  
9) なお、3月に、東京や千葉に避難した者らが東京地裁と千葉地裁に提訴した訴訟では、東電に加えて国が被告にされている。この点では、東電のみを被告とした昨年提訴の訴訟と異なるが、被侵害利益のとらえ方、請求する賠償の内容等も共通している。

10) 小島延夫「福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償とそれに関連する諸問題」自由と正義62巻13号35頁以下。同「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報83巻9・10号55頁以下。  
11) 除本理史「原発事故による住民避難と被害救済」環境と公害41巻4号36頁。なお、今年5月に福島地裁に提訴された訴訟では、「ふるさと喪失」が中心におかれている。  
12) 本件被害は、「生活一生存一生命」の重要連鎖を持つ人々の生活が破壊されたものとして理解できよう。  
13) 「原発事故被害の完全救済をめざして」福島水俣病水俣病七十年記念出版「研つまでたかろ」(花伝社、2012年)87頁以下。

態に対するアプローチが参考にされてよい」と述べている<sup>14)</sup>。

包括請求論の意義に関してさらに指摘すべきは、公害や薬害事件では、それと結びつけて、損害賠償の目的として、被害の完全救済や原状回復の理念が強調されてきたことである。例えば、熊本水俣病訴訟における原告は、「原告が蒙った『総体としての損害』がなかった状態に回復すること」こそが原告の求めるものであり、「破壊された環境、共に荒廃した地域社会、その中で失われた家庭、破壊された人間そのものの回復を求めるのである」と主張している。このような原状回復、完全救済の理念は、スモン事件においてより発展させられている。同事件において被害者は、自らの被害の救済要求を「恒久救済要求」として体系的に整理し、その上で、原状回復、完全救済を実現する手段の一つとして損害賠償を位置づけている。包括的な損害把握が、そのような損害の回復のためには何が必要かという探究の中で恒久救済要求として結実し、その恒久救済要求の一つの手段として損害賠償が位置づけられることにより、損害賠償の目的としての原状回復の理念が確固たる基礎を獲得するにいたったのである。本件においても、例えば、失った家屋や家財の補償に関して、事故前の（中古財物としての）価値を賠償するのか、しかしそのような評価による補償では従前の生活を回復することができないのではないかといった議論があるが、包括請求論に込められた原状回復の理念を踏まえれば、やはり従前の生活を可能な限り回復する補償のあり方を考えるべきことになろう<sup>15)</sup>。

このように、本件においても、これまで公害や薬害で主張されてきた包括的損害論は有用な視点をあたえるものと思われるが、本件には従来の公害や薬害被害とは異なる特質も存在する。その第一は、すでに述べたような本件被害の広範囲性である。本件では、地元自治体そのものが避難を余儀なくされるなど、地域全体の生活が根こそぎ破壊

されている。公害被害も地域社会に重大な影響をもたらしたが、本件被害の規模は、それらをはるかに上回っている。本件被害者らが「ふるさと喪失」被害を訴えるのは、この特質からくる。第二に、公害等における包括請求論が人身被害を念頭において展開されてきたことにも注意を向ける必要がある。人身被害の場合、症状等による差異はあるものの、その中心的な部分は被害者らに共通している。そのような共通性が、包括的に把握された損害の賠償において定型的な算定が許容される基礎となっている。これに対し、本件事故被害の中には、放射線汚染により住宅や家財を失ったといった、個別に取り出して損害評価の対象とすることが可能な個別の物被害が多数存在する。また、様々な営業上・生業上の被害のように、明確な財産上の損失も重要である。これらの場合にあつては、当然のことながら、住民ごとの個性も大きい。これらの個性ないし多様性を無視した議論は、かえって損害の総体としての把握の妨げとなり完全救済に結びつかないことになる。これらの損害は個別に算定し請求されるべきである。しかし、その際、次のことに留意すべきである。まず、個別に取り出されたこれらの損害項目においても、立証困難という問題が常に付きまとう。したがって、このような損害項目についても、実費主義の呪縛から離れた損害計算の方法がとられるべきである。次に、そのような損害計算を行うにおいては、包括請求論の到達点であった、原状回復の視点を重視し、例えば、財物の補償においても、それらの財物によって営まれてきた従前の生活を回復するのに必要な額を算定すべきである。

さらに、以上のような個別利益の適切な賠償がなされたとしても、それによって被害の総体の補償がなされるわけではない。被害住民は、多様な（個々の）取り出すことが容易ではない）被害を総体として蒙っているのである。「ふるさと喪失」がもたらした精神的損害や、放射線曝露による将来的な健康被害への恐れ、さらには、放射線被害

への対応の差からくる家庭内に生じた問題等もあろう。重大な被害をひき起こした原因者に対する住民らの怒りといった要素も無視できない。これらに対する賠償は、法技術的には慰謝料（いわゆる包括慰謝料）による他なかるうが、その算定のあり方については、さらに深い検討が必要である。また、多くの公害や薬害等では、裁判による賠償と自主交渉、さらには各種の制度要求が結合されて救済が実現されて行っているのと同様に、本件でも、訴訟による救済と自主交渉、ADRによる救済、制度的要求の組み合わせが考えられるべきであろう。

#### 4 被害の予測・把握困難（不可能）性にもなる問題

放射性物質汚染は、目にも見えず、匂いがするわけでもなく、人間の五感では把握できない。また、その影響は科学的にも未解明な部分が少ない。今回の事態においても、安全性の基準についての「専門家」の意見は分かれ、また、政府の出した基準も二転三転している。そのような中、福島県やその周辺に生活していた住民は強い不安を抱かされることになった。このような被害の「予測・把握困難（不可能）」性は、損害賠償法にどのような問題を投げかけているのであろうか。

このような不安（それは決して個人が抱く主観的なものではなく、客観的に根拠があり、しかも、生命や健康に直結した不安である）を損害賠償法が受け止める手がかりとなるのが（前述した集団訴訟の多くでも採用されている）「平穏生活権」である。これまで、このような権利（ないし利益）は、様々な場面で主張されているが、例えば、横田基地騒音訴訟控訴審判決（東京高判昭和52・7・15判例時報1245号3頁）は、「人は、人格権の一種として、平穏で安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有して」おり、騒音・振動等はこの平穏生活権に対する民法709条所定の侵害であり、また、この権利は、「物上請求権と同質の権利として」差上の根拠となりうる「排他性」を有するとしている。さらに、廃棄物処理施設の差止訴訟（ないし仮処分）事例で

も、平穏生活権が問題とされることが多い。例えば、仙台地決平成4・2・28判例時報1429号109頁は、産業廃棄物最終処分場の操業禁止の仮処分を周辺住民が申請した事案において、「客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としなければならず、不快感等の精神的苦痛を味おうだけでなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される」としている。

他方で、平穏生活権は、より主観的な利益を指すものとして主張されることもある。例えば、葬儀場等の建設や使用に関して付近住民らが、平穏生活権（利益）が侵害された（される）として差止や損害賠償を求めようする場合である。問題は、このような平穏生活権と前者の平穏生活権の関係だが、平穏生活権には、前者のように身体や健康に直結した（すなわち、それが侵害された場合、身体や健康への侵害が生ずる可能性が高い）平穏生活権と、後者のように、主観的な感情等に関する利益が法的保護に値するかどうかを検討する際の受け皿となる平穏生活権の2種類のものがあると考えるべきではないか。そして、後者の場合、当該利益侵害が法的保護の対象となりうるかどうかの判断に当たっては、侵害行為の態様を含めた総合的な考慮が不可欠だが、前者については、身体や健康に接統するがゆえに、それに準じた保護が与えられるべきである<sup>16)</sup>。

本件で問題となっている不安を平穏生活権で受け止めるのであれば、それは当然に、前者の「身体や健康に直結した平穏生活権」と位置づけるべきである<sup>17)</sup>。なぜなら、放射線曝露による不安は

14) 淡路は、このような損害論を、「実態的あるがまま損害論」と呼ぶ（ただし、「あるがまま」という表現は、交通事故等で被害者の立証困難が問題となる場合の「あるがまま判決」とは意味が異なる）。

15) 東環は、2012年7月に公表した補償基準において、被害者がまとまった補償金額を受け取れるようにという趣旨で、避難等にもなる慰謝料や営業損害、就労不能にもなる損害を将来的数年分をまとめて受け取れる「包括請求方式」なるものを提示している。しかし、これは、将来長期にわたって続く損害に対する補償を一定期間で打ち切る「手切れ金」として機能するおそれがある。また、それは、本件事故で生じた被害を「包括」するものではない。例えば、避難にもなる慰謝料は600万円がまとめて受け取れるとされているが、それは、資金金が避難にもなる日常生活の不自由さや将来に対する不安への慰謝料として設定した月10万円の5年分であり、ふるさとを喪失したことに対する補償は含まれていない。この意味で、この東環の「包括請求」は、公害等で主張されてきた包括請求とは、同じ言葉を使っているが、内容は似て非なるものである。

16) 平穏生活権の多様性と其の意義については、拙稿「『平穏生活権』の意義」水野武夫先生古稀記念論文集「行政と国民の権利」（法律文化社、2011年）232頁以下参照。

17) 前述の「生命・生存・生活」の被害者の三層構造に位置づけるならば、生存に密接に関連した生活、あるいは生存そのものの侵害と位置づけるべきであり、「生存権」侵害と呼ぶべきかもしれない。

(それが低線量だとしても)健康被害への不安であり、また、そのような不安には客観的根拠があるからである。本件の「不安」が「身体や健康に直結した平穏生活権」だとして、それでは、どのような内容と程度で不安・危惧・恐怖があった場合、このようなものとしての平穏生活権侵害ありと認めうるか。この点について、このような平穏生活権を認めた裁判例では、通常人一般人を基準とするものが多いが、大塚直は、生命・健康被害に関する「合理的な」不安・恐怖感に限るべきだとする<sup>18)</sup>。その理由として、「通常人の不安をもって保護法益の侵害とする立場は、人々に科学的・技術的知識がなく不安に陥っているときに保護法益侵害を認めるという問題がある」ことをあげる。確かに、科学的に根拠のない不安にまで、ここで問題にするような絶対権類似の保護を与えることには問題があろう。しかし、科学的に根拠のある「合理的な」不安感に限った場合、原告である住民と被告施設の間で科学的知識を中心とした大きな情報格差がある事例で、原告が「合理的な」不安感を証明することは容易ではない。また、本件のように、「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在する事例において、(科学的)合理性にこだわるのが適切なであろうか。むしろ、通常人ないし一般人を基準として判断することでは足りないのではないか。

放射線被害の「把握困難性」が深刻な問題として表れるものに、いわゆる「自主避難者」(正確には「避難区域外避難者」というべきか)への補償をどうせえるかという問題がある。本件集団訴訟に積極的にかかわっていた弁護士秋元理恵は、昨秋の民主主義科学者協会法律部会のシンポジウムで、次のような指摘を行っている。すなわち、放射線は五感ではとらえられないため、個人の避難・滞在・帰還による損害は政府または被害者自身の判断による行動を媒介にせざるをえないが、政府の指示に対する国民の信頼の失墜の中で、結局は各被害者が置かれた状況の中で判断せざる

えない。放射能汚染を回避したい者は避難し、様々な理由でそれができない者はとどまり、あるいは帰還する。避難すれば生活基盤を失い(従来の生活基盤の喪失、避難生活自体の苦難、新たな生活基盤確保の労苦、それらに係る費用等)、とどまれば被ばくの危険が高まる(欠損し放射能汚染されたコミュニティでの生活、放射能の危険・恐怖、被ばく防止措置の労苦、それらに係る費用等)ので、いずれの選択をしても損害の発生自体は免れない。

非常に重要な指摘である。しかも、重大なことは、ことが各人の生活・生存・生命に直結するぎりぎりの判断であるだけに、(地域の中で、あるいは家族の中で)しばしば意見の対立が生じ、このことが(本来、共通の不法行為によって被害を受けたはずにもかかわらず)地域や家族の分断にもつながりかねないことである。これに対応するためには、このような分断を被害者自身による選択(自己決定)の結果としてとらえるのではなく、本件事故における前述のような特徴の間では、むしろ、避難するかしないかについて「選択の強要を受けることこそが共通の被害であり」、避難した者もとどまった者も、ともに「平穏生活権(ないし生存権)」を侵害されたものとしてとらえ、それに見合った補償を行うことが必要なのではないか<sup>19)</sup>。

(よしむら・り)ういち 立命館大学教授)

18) 大塚直「環境訴訟における保護法益の可観性と公共性・序説」法律時報92巻11号118頁。

19) 藤川賢「福島原発事故における被害構造とその特徴」環境社会学研究18号45頁以下。

20) このような視点からは、「指針」第一次追補が、放射線被害への恐怖や不安により自主的避難対象区域内の住居から自主的避難を行った場合における、①自主的避難によって生じた生活費の増加費用、②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度疎外されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰還に要した移動費用の賠償を認め、あわせて、放射線被害への恐怖や不安を抱きながら自主的避難対象区域内に滞在を続けた場合の、④放射線被害への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、⑤放射線被害への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分の賠償を認めたことは重要である。ただし、そこでもまた、一定の地域区分に繰り引きがされており、また、その額が、受けた深刻な被害に対する救済として妥当なものといえるかどうかは、別の問題である。

## 中小企業向けスワップ事件の金融ADRにおける扱いについて

青木浩子

### 1 はじめに

#### (1) 事件および解決方法

ここでいう中小企業向けスワップ事件(スワップ事件)とは、平成15年から20年頃、中小企業向け与信に(「融資条件」ほど密接ではないが)関連して、中小企業顧客(顧客)に債務リスクをヘッジさせる目的でスワップ(主に為替、例は少ないが金利)契約を邦銀が締結したところ、リーマンショックを契機とする円高・低金利の持続により、顧客支払額が受取額を大幅に上回り続けたため、顧客が和解や金融ADR<sup>1)</sup>、裁判その他の手段に訴えたという出来事である。なお、本稿では「為替スワップ」と表記するが「為替デリバティブ」という表記がむしろ一般的である。また、「為替」でなく「通貨」とする表記も見られるが、「通貨スワップ」とすると、中央銀行間協定対象契約を指す場合が多い。

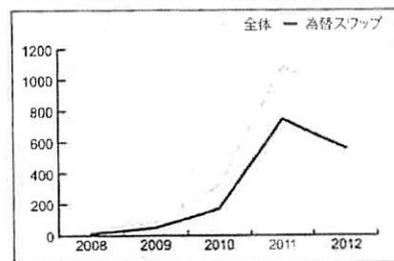
関係者からは「スワップ事件は期間限定的」というコメントをしばしば聞く。理由は、スワップ契約の契約期間は通常5年から10年くらいなので、現在から数年で支払義務そのものが原則として消滅し、その後は不法行為に基づく損害賠償か、契約無効を理由とする既払分返還を求めるしかない(いずれも短期消滅時効に服する)からである。

確かにそうではあるが、銀行によるリテールある

いはそれに準じる顧客向け金融商品販売が継続すると見込まれる今日、スワップ事件の先例的意義を軽視できない。

筆者は、金利スワップに関する最判平成25・3・7(最判平成25年)およびその原審判決を評釈した<sup>2)</sup>が、その際、金融ADRでのスワップ事件の扱いに興味を持ち、本稿の元となる資料を集めた。その動機は、紛争当事者は複数の選択肢<sup>3)</sup>(①銀行との和解(法的に厳密な意味のそれに限らず、たとえば金融円滑化法に基づく貸付条件変更も含む。金融商品投資損失補填(金商法39条)に該当せぬよう留意する必要がある)<sup>4)</sup>、②金融ADR、③裁判)を持つので、その各々の個性・得失を分析する実用的意味があるからである<sup>5)</sup>。

グラフ1 新規あっせん申立て中に占める為替スワップ件数



1) 平成21年改正金商法による指定紛争解決機関制度による裁判外紛争解決。平成19年改正金商法下でも認定投資者保護団体制度という紛争解決手段が存在していたが、中立性・公正性に限界があった。

2) 原審につき民法1944号(2012年)72頁、最高裁判につきNBL1005号(2013年)30頁。投機目的の金利スワップあるいはヘッジ目的の為替スワップの例であれば公判例がある(民法1944号75頁)。ヘッジ目的の金利スワップについては非公判例で銀行の説明義務違反では民事責任を否定した例は相当数あるようだが、公判例はこの件およびその姉妹判決(裁判平成24・3・26(平成23年1496号))に留まる。銀行に説明義務違反なしとした第一審判決を取り消した控訴審判決(信義則違反を理由とする不法行為の成立を認定する前提として、銀行に各種の説明義務違反ありとする)がその別例さから注目を集めていたところ。最高裁判は従来自判の七で銀行に説明義務違反なしとした。この最高裁判の論理は事実限定的であり対象が不明確で、適合性原則に関する最判平成17年(裁判平成17・7・14民集59巻6号1323頁、本件は銀行によるヘッジ目的のプレンプラコラ派生商品販売についてであり、最判平成17年の事例を含めた証券会社による投機目的の派生商品販売事案とは異なることに注意)との関係にも触れられていない。